ダム湖・湖面利用について

鳴子ダム荒雄湖は原則として自己責任による自由使用ですが
安全で快適にご利用頂くため湖面利用届を提出していただいています。
ご協力をお願いいたします。

受付の流れ

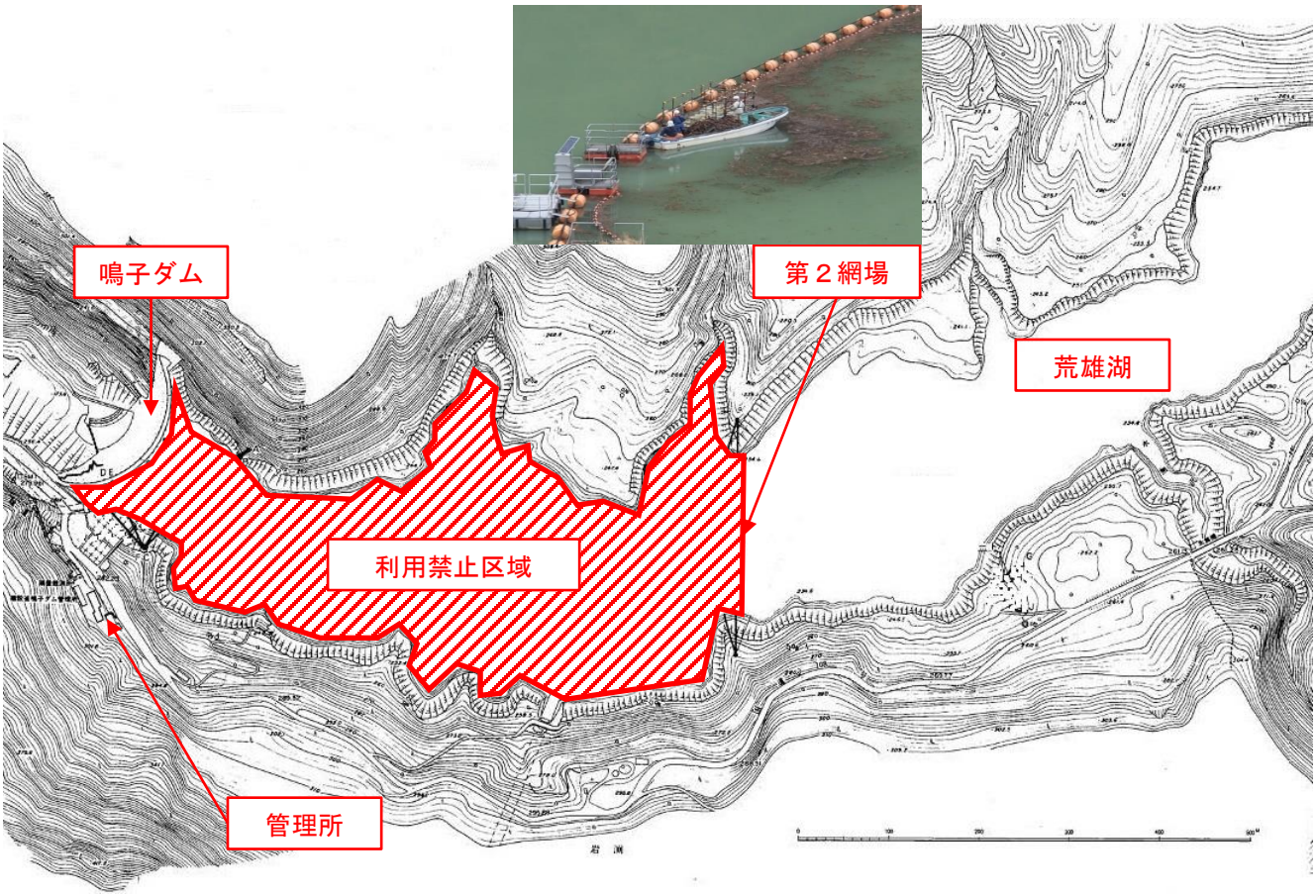
・下記リンクから、湖面利用届をダウンロード。
・ダウンロードした湖面利用届に必要事項を記入。
・鳴子ダム管理所へ利用日の二日前（土日祝日を除く。9:00～16:00）までに、湖面利用届をメールで申込み。
※湖面利用届に不備等がなければ、提出をもって受付完了となります。
※メールができない場合は、利用日の二日前（土日祝日を除く。9:00～16:00）までに鳴子ダム管理所へ事前連絡をした上で、当日来所した際に湖面利用届へ記入いただきます。
※利用当日、必ず利用開始及び終了の電話連絡をお願いします。

国土交通省　東北地方整備局　鳴子ダム管理所
住所：〒989-6806　宮城県大崎市鳴子温泉字岩渕2-8
TEL：0229-82-2341(代表) / Email：thr-naruko01@ki.mlit.go.jp

湖面利用届の様式はこちら⇒PDF版・word版

利用可能区域について

◆鳴子ダム荒雄湖ではダム管理に支障を与える恐れ、利用者に危険が及ぶ恐れのある区域として利用禁止区域を定めており、そちらへの侵入及び利用を禁止しています。



利用可能船舶等について

◆ボート等(動力付き船舶、手漕ぎボート、カヌー、スタンドアップパドルボード、ヨット、水上オートバイ、その他)による湖面利用の際は湖面利用届の提出が必要となります。
◆利用時はライフジャケットの着用など十分な安全対策と、他の利用者への配慮をお願いします。

釣りについて

ボート等を使用して、鳴子ダム荒雄湖で釣りをする方は、以下の点に留意してください。
◆遊魚券が別途必要です。詳細は、鳴子漁業協同組合のホームページをご確認ください。
(http://www.narukogyokyou.jp)
ダムでは発行しておりませんので、ご注意ください。
他の方に迷惑となるような行為は謹むとともに、利用者間で協力して適切に湖面を利用してください。
※なお、ボート等を使用しないで釣りをする方は、湖面利用届の提出は不要です。遊漁券をお買い求めの上、鳴子ダム荒雄湖での釣りをお楽しみください。

その他利用ルールについて

◆鳴子ダム荒雄湖の湖面利用時間は、日の出から日没までです。
悪天候時や洪水時の湖面の利用は禁止します。
◆ブラックバスなどの生態系を壊す生物の放流を禁止します。
◆利用時に発生したゴミの持ち帰りをお願いします。また、ゴミの不法投棄などをかたく禁止します。
水や湖岸を汚さず、皆が楽しく、気持ち良く使用できるようにご協力をお願いいたします。
◆荒雄湖周辺に設置されている門扉および車止め等には鍵がかかっています。
車両での進入はできかねますので、付近の駐車場・駐車帯等をご利用ください。
自動車、バイクなどの違法駐車はしないでください。
◆湖面利用中に発生した事故、損害は自己責任となります。不慮の事故、またそれによる損害（怪我や衣服の損傷、紛失物を含む）が発生した場合において、鳴子ダム管理所では一切の責任を負いません。
◆油漏れなどによる水質事故が発生した場合の処理費用等については事故を起こした方の負担となりますので、十分に注意してください。
◆第三者が映った画像や動画の取り扱いは、肖像権・プライバシーの問題などを考慮し適切に行ってください。
なお、インターネット等に載せる場合は、URLを鳴子ダム管理所へお伝え願います。
◆上記の項目は、個人的に利用する場合であり、団体・大会等の利用については、別途届け出が必要となります。
詳細は　鳴子ダム管理所（0229－82－2341）　へお問い合わせください。

・事故が発生した場合は、速やかに警察、消防に通報するとともに、鳴子ダム管理所（TEL. 0229 - 82 - 2341 ）にも連絡をお願いします。

安全安心にご利用頂くため、皆様のご理解ご協力のほど
よろしくお願いいたします。